

## 占冠村障害者活躍推進計画

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 機関名                       | 占冠村教育委員会  |
| 任命権者                      | 占冠村教育委員会教育長   |
| 計画期間                      | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）  |
| 占冠村教育委員会における障害者雇用に関する課題   | <p>占冠村教育委員会については、職員総数が6人程度の小規模な機関であり、職員は占冠村（長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。よって障害者に限定した募集・採用も行っていない。</p> <p>現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>   |
| 目標                        |   |
| ①採用に関する目標                 | 職員は占冠村（長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。  |
| ②定着に関する目標                 | なし  |
| 取組内容                      |   |
| 1 障害者の活躍を推進する体制整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は占冠村（長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は長部局と同一の総務課長を選任する。</li> <li>○ 障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</li> </ul>  |
| 2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出    | ○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  |
| 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> </ul> |
| 4 その他                     | ○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。   |